

プラスチック資源一括回収及び資源ごみ・燃えないごみ収集回数の見直しについて

1 事業の趣旨

(1) 令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、プラ新法）」に基づき、現在資源ごみとして分別・再商品化している「プラスチック製容器包装（以下、容器包装プラ）」に加えて、新たに、従来から「燃えるごみ」として分別・処分しているプラスチック製のスプーンやおもちゃ等の日用品の廃棄物「プラスチック使用製品廃棄物（以下、製品プラ）」を一括して収集し再商品化を行うもの。

(現行)	(変更後)
容器包装プラ ⇒ 資源ごみ (汚れがついていないもの)	容器包装プラ ⇒ 資源ごみ (汚れがついていないもの)
40 cm以内の製品プラ ⇒ 燃えるごみ	40 cm以内の製品プラ ⇒ 資源ごみ (汚れがついていないこと、原材料の全部がプラスチックであること等の分別基準を設定)
40 cmを超える製品プラ ⇒ 燃えないごみ	40 cmを超える製品プラ ⇒ 燃えないごみ

【実施のメリットについて】

- ア、ごみの減量化（資源化）
- イ、リサイクル率の向上
- ウ、温室効果ガス排出量の削減（焼却量の減少） 等

(2) 資源ごみ、燃えないごみの収集回数については、旧市町村ごとの制度を踏襲しており、地区ごとに差異が生じている。プラスチック資源一括回収の実施に合わせ市内統一に向けた調整を行い、市民へ同じサービスを提供するもの。

収集回数（月）	（現行）					備考
	新湊	小杉	大門	大島	下	
空き缶	1	1	1	1	1	変更なし
空き瓶	1	1	1	1	1	変更なし
ペットボトル	2	1	1	1	1	新湊 月1回に減
プラ製容器包装 (変更後はプラ資源)	2	2	4	4	2	全地区 4回に統一
紙製容器包装	2	2	1	1	2	新湊、小杉、下 月1回に減
延べ数	8	7	8	8	7	小杉、下 各1回増

収集回数（月）	（変更後(案)）					備考
	新湊	小杉	大門	大島	下	
燃えないごみ	2	2	2	1	2	大島1回増

2 収集量の推移

令和5年10月から実証実験開始（下地区）

（1）下地区のプラスチック容器包装の回収量の推移

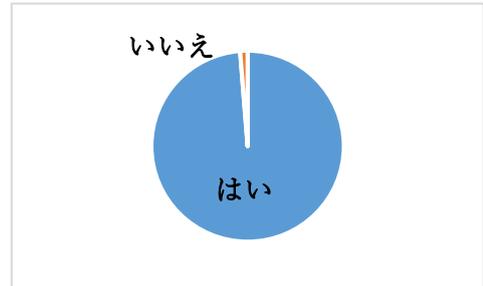
【単位：kg】

区 分														合 計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
R4	プラ製容器包装	580	500	450	580	530	480	540	460	480	630	400	450	6,080
R5	プラ製容器包装※	570	520	460	590	480	580	640	680	660	640	-	-	5,820
対前年度比		0.98	1.04	1.02	1.02	0.91	1.21	1.19	1.48	1.4	1.02	-	-	-
		1.03（実証実験前）						1.24（実証実験以降）						

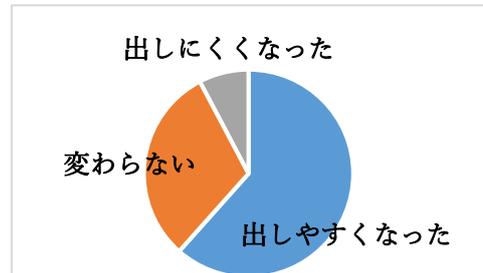
※R5.10から「プラスチック資源」

（2）下地区の皆様の声听取了。 (アンケート実施結果)

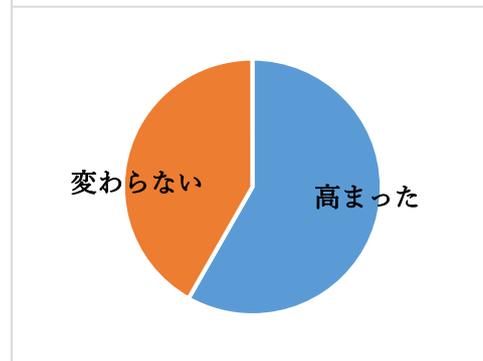
令和5年10月から下地区でプラスチック資源を一括回収していることを知っていますか。	
はい	79
いいえ	1
合計	80



プラスチック資源一括回収が始まり、以前（令和5年9月まで）よりもごみを出しやすくなりましたか。	
出しやすくなった	48
変わらない	24
出しにくくなった	6
合計	78



リサイクルに対する意識は高まりましたか。	
高まった	46
変わらない	33
合計	79



（3）課題について

- ア 年配の方に、なかなか理解してもらえない。
- イ リサイクルに対する意識が、今までと変わらないと答えた方が多い。
- ウ 紙製容器包装が月1回となったのは不便